

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて（平成29年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年3月30日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成30年6月11日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

専決第4号

専 決 処 分 書

平成29年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

飛騨市長 都 竹 淳 也

平成29年度 飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）

平成29年度飛騨市の後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ392,099千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01. 保険料		267,053	8,800	275,853
	01. 後期高齢者医療保険料	267,053	8,800	275,853
歳入	合計	383,299	8,800	392,099

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
02. 後期高齢者医療広域連合納付金		365,381	8,800	374,181
	01. 後期高齢者医療広域連合納付金	365,381	8,800	374,181
歳出	合計	383,299	8,800	392,099

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
01. 保険料	267,053	8,800	275,853
歳入合計	383,299	8,800	392,099

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
02. 後期高齢者医療広域連合納付金	365,381	8,800	374,181			8,800	
歳出合計	383,299	8,800	392,099			8,800	

2 歳入

(款) 01. 保険料

(項) 01. 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
02. 普通徴収保険料	53,426	8,800	62,226	01. 現年度分普通徴収保険料	8,800	累計 62,206 001. 現年度分普通徴収保険料 8,800(53,406)
計	267,053	8,800	275,853			

3 歳出

(款) 02. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 01. 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
01. 後期高齢者医療広域連合納付金	365,381	8,800	374,181			8,800		19. 負担金、補助及び交付金	8,800	累計 374,181(365,381) 471. 後期高齢者医療保険料等負担金 8,800(348,547)
計	365,381	8,800	374,181			8,800				